

# 7 消防学校

# 消 防 学 校 の 現 況

## 1 沿 革

本県消防学校は、昭和29年、高松市昭和町に香川県消防講習所として設置されました。その後、昭和40年に香川県消防学校と改称され、高松市郷東町に消防職員及び消防団員の教育訓練機関として整備されました。

しかしながら、新築移転から40年近くが経過し、施設の老朽化とともに、火災等災害の複雑多様化や救急業務の拡大など、消防業務の高度化・専門化に伴い、消防学校の施設・設備の充実・強化や教育訓練科目の拡充が求められました。

そこで、香川県は、平成13年度に香川県消防学校整備事業基本計画を策定し、平成15年11月30日から高松市生島町での新築移転工事を開始しました。

平成17年4月には、教育棟、宿泊棟、屋内訓練場棟及び車庫棟が、平成17年7月には、救助訓練棟、高層訓練棟、倒壊家屋訓練施設及び水防訓練施設等が、平成17年度末には、水難救助訓練棟の25メートルプール、水深8メートルの潜水プール、グラウンド並びに防災備蓄倉庫が順次完成し、このような施設を有効活用しながら、優秀な消防職員の育成に努めています。

また、県民全体の防災意識の普及・啓発を図るため、防災センターも併設しています。

昭和29年1月27日	香川県消防講習所を高松市昭和町に開所
昭和40年7月15日	香川県消防学校に改称し、高松市郷東町に新築移転
平成15年11月30日	高松市生島町で新築移転工事を開始
平成17年4月1日	高松市生島町に新築移転
平成18年3月31日	全施設工事完了

## 2 業 務

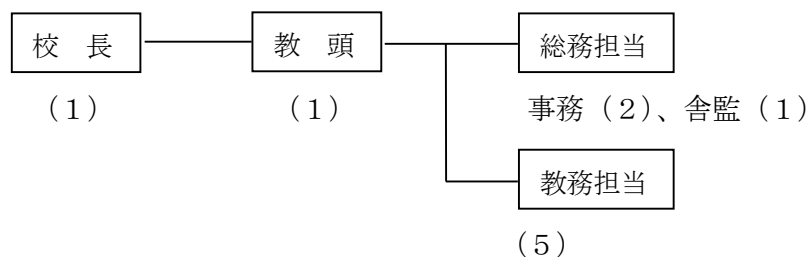
消防学校が行う業務は、「香川県消防学校規則」（昭和40年7月15日規則第65号）第2条に定められており、その内容は次のとおりである。

- (1) 消防職員及び消防団員に対する教育訓練計画の作成及び実施
- (2) 消防教育訓練に関する調査及び研究
- (3) 市町消防事務担当者及び各種団体の消防関係者に対する委託教育訓練の実施

## 3 組 織

県危機管理課の出先機関として、職員10名により学校運営が行われている。次の図のとおり、庶務事務及び施設管理を行う総務担当と、入校生の指導や教育訓練及び教育計画の作成を実施する教務担当の2担当がある。

令和7年4月1日現在





第7-2表

令和6年度消防教育実績一覧

(1) 消防職員教育

(単位:人)

教育別 所属別	初任教育		専科教育・幹部教育							特別教育						合計
	救助科	火災調査科	警防科	救急科	特殊災害科	中級幹部科	小型移動式クレーン等三点講習	水難救助講習	応急手当指導員講習	機関員運転講習	通信指令講習	実火災体験型講習				
高松市消防局	17	6	6	13	6	6	4	3	6	6	6	10	95			
丸亀市消防本部	0	3	3	0	2	4	3	2	2	2	3	6	34			
坂出市消防本部	6	2	2	4	3	1	2	1	2	2	2	4	33			
善通寺市消防本部	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	15			
多度津町消防本部	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	2	12			
三観広域行政組合 消防本部	7	3	3	7	3	3	2	2	5	5	2	4	49			
大川広域消防本部	2	2	2	4	1	2	2	2	2	2	2	4	29			
小豆地区消防本部	6	2	2	5	1	1	2	2	2	2	2	2	31			
仲多度南部消防組合 消防本部	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	4	26			
岡山県、山口県、 愛媛県、海上保安庁	0	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0	0	20			
合 計	40	22	22	36	39	21	19	16	24	23	21	38	344			

第7-2表 (つづき)

(2) 消防団員教育

(単位:人)

市町	消防団名	基礎教育	指揮幹部科		警防科	指導員研修 (県消防協会)	合計
			現場指揮課程	分団指揮課程			
市	高松市	31	5	8	7	2	53
	丸亀市	0	3	3	0	3	9
	坂出市	0	2	0	2	0	4
	善通寺市	2	2	2	2	2	10
	観音寺市	0	0	0	0	1	1
	さぬき市	0	0	2	0	1	3
	東かがわ市	0	0	0	0	2	2
	三豊市	0	2	1	2	3	8
	市計	33	14	16	13	14	90
町	土庄町	0	0	0	0	0	0
	小豆島町	0	0	2	2	2	6
	三木町	0	0	0	0	1	1
	直島町	0	0	0	0	0	0
	宇多津町	0	0	0	0	1	1
	綾川町	3	0	0	0	2	5
	琴平町	0	0	0	0	0	0
	多度津町	2	1	1	1	1	6
	まんのう町	0	0	0	0	3	3
	町計	5	1	3	3	10	22
県計	38	15	19	16	24	112	

